

(8) 建設事業の重点化

【これまでの取組について】

建設事業については、H8年度以降、財政健全化方策（案）など数度にわたるマイナスシーリングによる重点化を行ってきた結果、集中取組期間（H14～16年度）では、ピーク時（H7）の2分の1を下回る水準となっています。

建設事業のうち、道路・河川等の都市基盤施設については、都市基盤整備中期計画により、緊急性・費用対効果・既存ストックの活用などの視点から「事業の選択と資源の集中」の重点化基準を明らかにし、それに基づいて事業をすすめています。

また府営住宅については、ストック再生に重点を置いた「ストック総合活用計画」により、老朽化の著しい住宅の建替えや、高齢化に対応した新たな改善、適切な維持管理など、良好なストック再生に重点化しています。

さらなる改革のために

厳しい財政状況の中、建設事業については、事業の緊急性や費用対効果などの視点から、一層の事業優先度の精査を行い、重点化を図ります。

取組内容

建設事業のさらなる重点化を行い、建設事業費のおおむね10%を削減します。またこれに伴い、起債発行の減による公債費の縮減を図ります。

：財政危機克服のための緊急取組項目

